

薬生総発 0117 第 7 号
令和 2 年 1 月 17 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊
に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げ
ます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る
診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政
地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号
／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊
急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとした
ところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとし、別添のとおり公益社団法人
日本薬剤師会、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本産婦人科医会に通知し
ましたので、御了知願います。

記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労
働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携
に関する調査研究」（研究代表者 安原眞人（帝京大学薬学部 特任教授））（以
下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修に
ついては、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研
究において作成された資材を活用すること。
 - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
 - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
 - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項



- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



別添

薬生総発 0117 第 4 号
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊
に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとし、各都道府県において、円滑に研修が実施されるよう、御協力いただくとともに、当該研修について貴会会員に周知をお願いします。

記

1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原眞人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。

- (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
- (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
- (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



薬生総発 0117 第 5 号
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊
に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとしましたので、各都道府県における研修の実施について御協力をお願いします。

記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原眞人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
 - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
 - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
 - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。



薬生総発 0117 第 6 号
令和 2 年 1 月 17 日

公益社団法人日本産婦人科医会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊
に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により各都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知し、今後、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修を関係団体と協力して実施することとしたところです。

については、当該研修を下記に基づき実施することとしましたので、各都道府県における研修の実施について御協力をお願いします。

記

- 1 緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修の内容については、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（研究代表者 安原眞人（帝京大学薬学部 特任教授））（以下「調査研究」という。）において研修プログラムを作成中であるが、当該研修については、以下の内容を踏まえて実施すること。また、実施に当たっては、調査研究において作成された資材を活用すること。
 - (1) オンライン診療に基づき緊急避妊薬を調剤する薬局での対応、調剤等について
 - (2) 月経、月経異常、ホルモン調整機序その他女性の性に関する事項
 - (3) 避妊に関する事項、緊急避妊薬に関する事項

- 2 研修は、公益社団法人日本薬剤師会及び各都道府県薬剤師会において、都道府県ごとに実施することとし、実施に当たっては、実施地域の医師会及び産婦人科医会と連携して対応すること。なお、実施される都道府県の薬剤師の希望者が参加できるように最大限配慮すること。
- 3 研修を受講した薬剤師及び従事先の薬局に関しては、オンライン診療に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧として厚生労働省のホームページに公表予定であり、研修実施の際に受講した薬剤師等の情報作成をお願いすることとしたいが、具体的な公表方法等の手続に関しては別途通知すること。